

R6.6.13 改定

産前・産後・育休サポートプログラム



磐田市消防本部

令和5年4月

消防本部

《妊娠がわかったら》

職員番号	階級	補職名	名前	
出産予定日	産前休暇開始日	変更後	産後休暇終了日	変更後
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

① 出産予定日の報告について

- ・体調面や周囲に配慮してほしい内容

②妊娠が分かたら利用できる制度について

- 妊産婦である職員の健康診査及び保健指導(有給) 母子保健休暇

<請求可能期間>

区 分	回 数
妊娠 2 3 週まで	4 週間に 1 回
妊娠 2 4 週から 3 5 週まで	2 週間に 1 回
妊娠 3 6 週から出産まで	1 週間に 1 回
産後 1 年まで	1 回

※医者から特別な指示があった場合は、その指示された回数

※その都度必要と認められる時間

- 妊娠中の職員の休息、補食(有給)

- 妊娠障害の休暇(有給)

※妊娠初期(概ね 15 週まで)

- 妊娠中の職員の通勤緩和(有給)

- 産前休暇(有給)

※出産予定日から起算して 8 週間(多胎の場合 14 週間)

- 産後休暇(有給)

※出産の翌日から 8 週間

- 産前産後休業掛金免除申出書(出産予定日から 42 日前の属する月から産後休暇終了日の翌日の属する月の前月まで)

消防本部

《産前休暇前》

職員番号	階級	補職名	名前	
出産予定日	産前休暇開始日	変更後	産後休暇終了日	変更後
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

産前休暇(有給)

※出産予定日から起算して8週間(多胎の場合14週間)

産後休暇(有給)

※出産の翌日から8週間

① 業務の引き継ぎ内容について

--

② 産前産後休暇中の連絡先について

--

③ 復帰後のイメージについて

--

【所属長より】

--

【共済組合】出産関係提出書類一覧

職員本人が出産する場合

提出書類	内容	提出時期	添付書類	備考
<input type="checkbox"/> 母子保健衛生用品	おむつ等の用品を現物支給。一覧の中から2つを選択	母子手帳 交付後	母子手帳の写し（両親の名前・交付年月日の記載ページ）	夫婦ともに組合員の場合・多児の場合はそれぞれ申請可。
<input type="checkbox"/> 産前産後休業掛免除申出書	産前産後休業期間中に掛金の免除を受けるための申出書	産前休に入る前		
<input type="checkbox"/> 該当者のみ 被扶養者申告書	子どもを被扶養者とする場合	出産後2週間以内	・被扶養者に関する申立書 ・本人及び配偶者の直近の源泉徴収票	
<input type="checkbox"/> 出産費・家族出産費等請求書 ※「直接支払制度」利用	共済組合が本人ではなく医療機関へ直接支払い、不足分を本人が窓口で支払う	出産後1カ月以内	・出産費の内訳が明記されている領収明細書の写し ・直接支払制度に関する合意文書の写し	「直接支払制度」を利用しない場合は別の書類となるため、出産前に職員課へ連絡。
<input type="checkbox"/> 産前産後休業掛金免除変更申出書兼育児休業等掛金免除申出書	育児休業期間中に掛金の免除を受けるための申出書	出産後1カ月以内		
<input type="checkbox"/> 育児休業手当金請求書	子が1歳に達する日までの期間（または育児休業終了日が1歳到達日より先の場合は、育児休業終了日）について支給	出産後1カ月以内		

互助会 出産祝金

<input type="checkbox"/> 給付対象者	出産（妊娠4ヶ月以上の分娩を含む）した会員 出産（妊娠4ヶ月以上の分娩を含む）した配偶者のいる会員 夫婦で互助会会員の場合は双方が対象者
給付額	出産児1児につき2万円
請求方法	【庁内向け】LOGO フォームから申請

消防本部

《育児休業前》

職員番号	階級	補職名	名前	
出産日	産後休暇終了日	育児休業開始日	育児休業終了日	変更後
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

① 所属長への出産報告について

- ・提出する書類の確認
- ・育児休業期間

※産後休暇の翌日から満3歳の誕生日の前日まで

② 育児休業中の給付制度について

- 育児休業手当(対象となる子が1歳に達した日まで)
- 育児休業による共済掛金免除

③ 相談したいこと

④ 復帰後のイメージについて

【所属長より】

消防本部

《職場復帰前》

職員番号	階級	補職名	名前

職場復帰	年	月	日
------	---	---	---

① 職場復帰3か月前時点での復帰後のイメージについて

- ・家庭環境状況の把握(家庭内の支援者等)
- ・保育所等の状況(施設、入所日等)
- ・復帰に向け貸与品関係の確認(活動服等)

② 職場復帰をしたときに利用できる制度について

- 育児短時間勤務(取得したい月の1か月前から対象となる子が小学校入学までに申請)
- 部分休業 1日2時間以内で勤務の初めと終わりに30分単位で取得可能(小学校入学まで)
- 授乳等のための休暇(有給) 1日2回各30分以内で取得可能(生後1年未満の乳児)
- 健康診査等の休暇(有給)

<請求可能期間>

健康診査又は予防接種受診等回数		
健康診査等の区分		回数
健康診査	1歳6か月児健康診査	1回
	3歳児健康診査	1回
	乳幼児健康診査	2回
予防接種	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核その他任命権者が認めるもの	予防接種を受けるために必要と認められる回数

<請求方法>

庶務事務システム利用者は、システム申請となります。<母子保健休暇>

- 看護休暇(有給) 1年間のうち5日以内で必要な期間または時間

③ 復帰後に配慮してもらいたいこと

--

【所属長より】

--